教第3号議案

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則に関する意見公募手続きの実施について

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則に関する意見公募手続きの実施について、 議案として下記のとおり提案する。

令和7年5月8日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 竹森 永敏

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について 学びの推進課

意見公募手続きについて

市民意見公募と改正の内容について

・意見募集の期間:令和7年5月12日(月)~6月10日(火) [予定]

· 改正内容:別紙参照

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則(案)の概要

1. 改正の趣旨

神戸市教育委員会では、公・私立の教育・保育施設一体で幼児教育・保育をさらに推進し、市内の幼児教育・保育の将来にわたる充実につなげるため、令和6年9月に「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について(方針)」を定めた。

また、同方針に則り、幼稚園教育期間全体を通じて教育機会を保障する観点から、きめ細やかな支援が必要な幼児等を区役所等と連携して支援するとともに、保護者の通園の選択肢を確保するため、各幼稚園に就園可能な地域(園区)を原則としてその園が立地する教育・保育提供区域(※)単位に改めるもの。

※ 行政区、北神区役所管内及び北須磨支所管内の11区域

2. 改正の概要

令和7年10月の園児募集より、原則として、神戸市内全域において園区を教育・保育提供区域に改める。

市立幼稚園がない区域、従来から区域外の一部を園区と設定していた場合等については、別紙のとおり園区を設定する。

3. 施行予定日 公布の日から施行

別紙

小学校区	通園できる幼稚園
湊小学校、神戸祇園小学校 (住所が中	あづま幼稚園、神戸幼稚園、港島幼稚園、
央区の場合)	兵庫くすのき幼稚園
大池小学校	やまびこ幼稚園、山田幼稚園、からと幼
	稚園
夢野の丘小学校(住所が長田区の場	兵庫くすのき幼稚園、名谷きぼうの丘幼
合)、水木小学校(住所が長田区の場	稚園
合)、室内小学校、名倉小学校、丸山	
ひばり小学校、宮川小学校、池田小学	
校、蓮池小学校、長田小学校、五位ノ	
池小学校、御蔵小学校、真野小学校、	
長田南小学校、真陽小学校、駒ケ林小	
学校	
だいち小学校、若宮小学校、西須磨小	兵庫くすのき幼稚園、名谷きぼうの丘幼
学校、北須磨小学校、東須磨小学校(住	稚園
所が山陽電鉄以南の場合)	
神陵台小学校(住所が垂水区の場合)	青山こばと幼稚園、たるみ幼稚園、小束
	山幼稚園、いかわ幼稚園
神陵台小学校(住所が西区の場合)、	太山寺幼稚園、いかわ幼稚園、櫨谷幼稚
東町小学校、小寺小学校、長坂小学校、	園、おしんべ幼稚園、たまつ幼稚園、玉
有瀬小学校、伊川谷小学校	津第二幼稚園、平野幼稚園、岩岡幼稚園、
	小東山幼稚園

[※] 灘区、北区(本区)、垂水区については、令和7年度から3年保育を開始し、 通園事情が変化したことから、園区を教育・保育提供区域に改める。